

Q 特別支援学級への入級や医療機関・専門機関によるアセスメントの実施について、特別な支援を要すると思われる子どもの保護者との相談は、どのように進めればよいでしょうか。

A 特別支援学級とは、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うもので、①知的障害、②肢体不自由、③病弱・身体虚弱、④弱視、⑤難聴、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害に分けられます。また、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、子どもの教育的ニーズに応じた特別な指導を行う「通級による指導（難聴・言語障害・LD等）」が県内公立小中学校に開設されています。（R2 現在、30 小学校 41 教室、12 中学校 13 教室）

「通級による指導」の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童生徒です。

通常の学級にも、障害のある児童生徒だけでなく、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。

障害のある児童生徒が通常の学級で学習や活動をする場合、著しい困難を感じたり、周囲の誤解や不適切な対応による二次障害として自信喪失、不登校、うつなどを起こしたりすることも考えられます。このような場合、障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。そして、児童生徒がより適切な教育環境の中で、学習効果が上げられるよう、特別支援学級入級も含めて、個別の支援を一層進められる方法を考える必要があります。

保護者は、わが子をみんなと一緒に学習させたいという願いと、子どもが生きていくために必要な力を付けてほしいという願いを併せてもっています。医療機関や専門機関によるアセスメントの実施や、特別支援学級への入級について話をする場合、本人・保護者の願いに寄り添いながら、子どもにとっての特別支援学級入級へのメリット等を示し、成長、自立のために必要なことについて、保護者の立場になって説明することが大切です。

特別支援学級入級のメリットについては、次のようなことが挙げられます。

- 少人数の中で、個別の指導計画に基づく個人の状態に応じた指導や個別の教育支援計画による関係機関と連携して支援を受けることができる。
- 周囲の状況に過敏な子どもや状況の把握が難しく混乱してしまう子どもが集中できるよう環境調整された中で、落ち着いて学習や作業ができる。
- 担任の支援により、少人数でコミュニケーションの学習ができる。
- 障害の種別や程度に応じて、その子どもにふさわしい内容の学習ができる。

本人・保護者が特別支援学級の見学や体験をすることができる機会をつくったり、特別支援学級の見学や体験、市町村教育委員会の教育相談担当者やその他の第三者からの助言を得ることも有効でしょう。

《参考資料(奈良県教育委員会 特別支援教育推進部)》

- ・「特別支援学級 教育課程ハンドブック」R2. 3
- ・「子どもの学びに活かすハンドブック～奈良県の通級の先生と共に～」H31. 3
- ・「特別支援教育コーディネーターハンドブック」H30. 4

校種

小学校・中学校

